

## 中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業実施要領

	平成 31 年 4 月 24 日付け 31 農畜機第 601 号承認
	平成 31 年 4 月 26 日付け中酪（業務）発第 76 号
一部改正	令和 2 年 5 月 13 日付け 2 農畜機第 733 号承認
一部改正	令和 2 年 5 月 13 日付け中酪（総務）発第 79 号
一部改正	令和 3 年 4 月 26 日付け 3 農畜機第 565 号承認
一部改正	令和 3 年 4 月 28 日付け中酪（総務）発第 97 号
一部改正	令和 3 年 5 月 31 日付け 3 農畜機第 1272 号承認
一部改正	令和 3 年 6 月 2 日付け中酪（総務）発第 146 号

我が国の酪農は、高齢化等により酪農家戸数や飼養頭数が減少等するなど、生産基盤の弱体化が進行しており、生産コストの増加や国内消費の減退による先行き不安等から、経営収支の悪化や生産意欲の低下が懸念されている。

このような中で、酪農家の生産意欲を喚起し、飼養頭数や生乳生産の減少を食い止めるとともに、経営の多角化・高度化を実現するためには、生産者集団等が行う地域の創意工夫を生かした取組を支援する必要がある。

このため、一般社団法人中央酪農会議（以下「中央酪農会議」という。）は、生産者集団等が行う酪農生産基盤の強化を図るための取組に対し、酪農経営支援総合対策事業実施要綱（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 農畜機第 5575 号。以下「要綱」という。）に基づき、補助することとし、地域の実情に応じて生産者集団等が行う後継牛を確保するための取組、牛舎の空きスペースの活用のための取組、つなぎ牛舎の改良のための取組、育成牛の事故率を低減するための取組、乳用牛の供用期間の延長を支援するための取組、地域の担い手となる後継者等の確保のための取組、地域内での乳用牛の円滑な継承のための取組、地域内での乳用育成牛の流通を促進するための取組、猛暑等にも対応可能な繁殖・飼養・衛生管理技術の向上等のための取組、都府県中小自家育成酪農経営体の生産基盤強化のための取組等に対して支援することにより、もって酪農生産基盤の維持及び強化に資するものとする。

本事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成 15 年 10 月 1 日付け 15 農畜機第 48 号－1。以下「畜産業振興事業の実施について」という。）、「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成 26 年 3 月 31 日付け 25 農畜機第 5376 号）及び要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

## 第1 事業の内容

中央酪農会議は、第2の3の(1)に規定する生産者集団、農業協同組合、農業協同組合連合会、畜産業の振興に資する事業を行う一般社団法人もしくは一般財団法人又は中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合(以下「生産者集団等」という。)が、乳用牛確保計画に基づいて、後継牛の確保及び乳用牛の産次の延長を図るために1及び2の取組を実施するのに要する経費について補助するものとする。

### 1 後継牛確保のための環境整備

#### (1) 後継牛確保対策の推進

後継牛を確保するため、次の取組を実施し、酪農経営体又は乳用牛育成経営体(乳用子牛を一定期間飼養し、育成する経営をいう。以下同じ。

以下総称して「酪農経営体等」という。)に対する支給又は貸付け

ア 牛舎の改築を行うための資材、カーフハッチ及び子牛の事故防止のための機器の共同購入又はリース会社からの借受け

イ 簡易牛舎(牛舎の増築を含む。以下「簡易牛舎等」という。)及び哺乳ロボットの整備又はリース会社からの借受け

#### (2) 牛舎の空きスペースの活用

増頭に必要な牛舎の空きスペースにおける簡易な整備等に係る資材を共同購入し、又はリース会社から借受け、酪農経営体等に対する支給又は貸付け

#### (3) つなぎ牛舎の改良

つなぎ牛舎における牛床の延長、既存繫留具の改良等のための資材を共同購入し、又はリース会社から借受け、酪農経営体等に対する支給又は貸付け

#### (4) 飼養環境の改善

乳用牛の衛生的で健康及び快適な飼養環境の確保のため、牛舎の環境改善を行う場合の飼養管理資材を共同購入し、又はリース会社から借受け、酪農経営体等に対する支給又は貸付け

#### (5) 暑熱対策の推進

暑熱の低減を図るため、酪農経営体等に対する技術研修会の開催、暑熱対策を行う場合の資材又は暑熱対策機器を共同購入し、又はリース会社から借受け、酪農経営体等に対する支給又は貸付け

#### (6) 供用期間の延長支援

乳用牛の供用期間の延長を図るため、次のア又はイの取組を実施

ア 酪農経営体が所有する分娩準備牛に対する削蹄又は乾乳期における乳房炎の治療の実施

- イ 乳用牛に対する乳房炎ワクチンの接種
  - (7) 後継者の経営基盤の強化
    - ア ホルスタインの初妊牛を購入し、酪農経営の後継者又はその後継者が属する酪農経営体に対する貸付け
    - イ 次の取組を実施し、酪農経営又は乳用牛育成経営（以下「酪農経営等」という。）の後継者又はその後継者が属する酪農経営体等に対する支給又は貸付け
      - (ア) 牛舎の改築を行う場合の資材の共同購入又はリース会社からの借受け
      - (イ) 簡易牛舎等の整備又はリース会社からの借受け
  - (8) 乳用牛の円滑な継承の推進等
    - ア 乳用牛の円滑な継承の推進
      - 生産者集団等における乳用牛頭数を維持するため、生産者集団等内で生乳の出荷を中止又は経営規模を大幅に縮小する酪農経営体等の乳用牛を同一の生産者集団等内で継承した場合における当該継承を受けた酪農経営体等に対する奨励金の交付
    - イ 乳用育成牛の地域内流通の促進
      - 乳用育成牛（12 か月齢以下の乳用牛をいう。以下同じ。）の地域内流通を促進するため、同一の生産者集団等内の酪農経営体等から乳用育成牛を導入した場合における酪農経営体に対する奨励金の交付
  - (9) 都府県中小自家育成酪農経営体の生産基盤強化
    - 都府県に所在する中小自家育成酪農経営体が乳用雌子牛を増頭する取組に対する奨励金の交付
- 2 乳用育成牛の事故率の低減
- 乳用育成牛の呼吸器系又は消化器系の疾病を予防するため、酪農経営体等が所有する乳用育成牛に対するワクチンの接種
- 3 乳用後継牛の緊急確保の推進
- 1の(9)の事業の中小自家育成酪農経営体の確認及び、奨励金の交付対象となる乳用雌牛の頭数の確認

## 第2 事業の実施

### 1 乳用牛確保計画の策定

生産者集団等は、第1の1及び2のいずれかの取組を実施する内容の別紙様式第1号の乳用牛確保計画（以下「乳用牛確保計画」という。）を策定し、一般社団法人中央酪農会議会長（以下「会長」という。）に提出するも

のとする。これを変更した場合も同様とする。

## 2 酪農後継者営農計画等の整備

### (1) 酪農後継者営農計画の整備

生産者集団等は、第1の1の(7)の取組を実施する場合は、別紙様式第2-1号の酪農後継者営農計画を整備するものとする。

### (2) 自家育成増頭計画の整備

生産者集団等は、第1の1の(9)の取組を実施する場合は、別紙様式第2-2号の自家育成増頭計画を整備するものとする。

## 3 事業の要件

### (1) 生産者集団

生産者集団は、3者以上の酪農経営体等から構成され、次に掲げる事項の全てを内容とする規約を有するものとする。ただし、第1の2の事業の実施に当たっては、ウを家畜の防疫に関する事項に読み替えることができるものとする。

ア 生産者集団の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び構成員に関する事項

イ 生産者集団の運営に関する事項

ウ 生乳生産の振興に関する事項

エ その他生産者集団の目的の達成に必要な事項

### (2) 後継牛確保対策の推進

ア 第1の1の(1)の事業の実施に当たって、生産者集団等は、1に規定する後継牛を確保するための計画を作成し、改築を行う牛舎、共同購入するカーフハッチ、子牛の事故防止のための機器及び整備する簡易牛舎等並びに哺乳ロボットについて、計画上の位置付けを明確にするものとする。

イ 第1の1の(1)の事業において、改築を行う牛舎又は整備する簡易牛舎等の乳用牛1頭当たりの面積は15㎡を上限とする。

### (3) 供用期間の延長支援

ア 第1の1の(6)のアの事業において、対象となる分娩準備牛は、月齢が48か月齢超から84か月齢までのものとする。

イ 第1の1の(6)のイの事業において、対象となるワクチンの接種回数は1頭当たり1回を上限とする。

なお、対象となるワクチンの種類は、乳房炎の予防に資するものとし、国及び機構の他の事業において補助金等の交付を受けている場合は対象外とする。

### (4) 後継者の経営基盤の強化

- ア 第1の1の(7)の事業において、対象となる酪農経営等の後継者は、次の要件を全て満たす者とする。
- (ア) 現経営主の後の経営主に就任することを予定し、当該酪農経営等に就農しており、今後5年以上酪農業(乳用牛の育成を含む。以下同じ。)に従事することについての強い意志を有していること。
  - (イ) 酪農業を主業とし、酪農業への従事日数が過半以上であること。
- イ 第1の1の(7)のアの事業において、初妊牛の貸付けを行う場合は、1後継者当たり10頭を上限とし、貸付期間は、導入後36か月以上とする。
- ウ 第1の1の(7)のイの事業において、改築を行う牛舎又は簡易牛舎等の乳用牛1頭当たりの面積は、19㎡を上限とし、簡易牛舎の面積は実施から5年後の増頭見合いを上限とする。
- (5) 乳用牛の円滑な継承の推進等
- ア 乳用牛の円滑な継承の推進
- 第1の1の(8)のアの奨励金交付の対象となる乳用牛は、月齢が12か月齢超から72か月齢までであって、当該牛の継承を受けた酪農経営体等が1か月以上飼養したことが確認できるものとする。
- イ 乳用育成牛の地域内流通の促進
- 第1の1の(8)のイの奨励金交付の対象となるのは、乳用育成牛であって、当該牛を導入した酪農経営体が1か月以上飼養したことが確認できるものとする。
- (6) 都府県中小自家育成酪農経営体の生産基盤強化
- ア 生産者集団等は、第1の1の(9)の事業の実施にあたり、次の(ア)及び(イ)の定めるところにより、自家育成増頭計画の策定、当該計画の達成状況の評価等を適切に行うものとする。
- (ア) 自家育成増頭計画は、生乳生産量の増加に係る定量的な指標により策定すること。
  - (イ) 生産者集団等は、自家育成増頭計画において、構成員の個々の経営の生乳生産量を事業実施年度から3年後の年度に10%以上増加する計画を策定すること。
- イ 第1の1の(9)の事業において、中小自家育成酪農経営体とは、次の(ア)及び(イ)の定める要件を満たした者とする。
- (ア) 飼養している24か月齢以上の乳用雌牛の成畜(以下「成畜雌牛」という。)の頭数が120頭以下であること。
  - (イ) 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(平成15年法律第72号)第2条第2項に規定する管理者のうち、(ア)の

成畜雌牛全ての出生時の管理者が当該酪農経営体であること。ただし、就農から3年以内に導入した成畜雌牛については、自ら生産したものとみなすことができるものとする。

ウ 奨励金の交付対象となる乳用雌牛の頭数については、事業実施年度の12月時点における過去1年間の乳用雌牛出生頭数から、事業実施年度の前年度12月時点における過去1年間の乳用雌牛出生頭数を差し引いた頭数とする。

エ 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1574号農林水産事務次官依命通知）第4の1の（6）に規定する生産基盤拡大加速化事業（乳用牛）等の国事業及び機構事業において補助金等の交付を受け乳用雌牛の増頭又は導入を行った酪農経営体については、第1の1の（9）の奨励金を交付しないものとする。

#### （7）乳用育成牛の事故率の低減

第1の2の事業の対象となるのは、生産者集団等が策定した乳用育成牛に対するワクチンプログラムに基づき、実施されたものとし、ワクチンの接種回数は1頭当たり2回を上限とする。

なお、対象となるワクチンの種類は、乳用育成牛における呼吸器系又は消化器系の疾病の予防に資するものとし、異常産予防ワクチンは対象外とする。

また、国及び独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の他の事業において補助金等の交付を受けているものは対象外とする。

#### 4 取得物件及び初妊牛の管理等

生産者集団等は、第1の1の（1）から（5）まで及び（7）のイの事業により共同購入、整備又はリース会社から借受けた資材等（以下「取得物件」という。）並びに第1の1の（7）のアの事業により購入した初妊牛（以下「初妊牛」という。）の管理等は次のとおり行うものとする。

##### （1）完了検査の実施

生産者集団等は、実施年度中に取得物件の設置及び初妊牛の導入に係る完了検査を行うものとする。

##### （2）会計処理

生産者集団等（代表者）は、補助金の収支、資産管理等の会計処理を行うものとする。

##### （3）管理利用規程等の整備

生産者集団等は、取得物件及び初妊牛の管理に当たっては、管理利用規程並びに別紙様式第3号の中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業物品等管理台帳を整備するものとする。

(4) 貸付契約の締結

生産者集団等は、取得物件を構成員（生産者集団等に属する酪農経営体等をいう。以下同じ。）が管理利用する場合であって、貸付けを行う場合及び初妊牛を構成員に貸付ける場合は、構成員との間で貸付契約を締結するものとする。

(5) リース契約の締結等

生産者集団等は、取得物件をリース会社から借受ける場合は、リース会社とリース契約を締結するものとする。

なお、この場合にあつては、リース会社から借受けた物件（以下「リース物件」という。）については、本事業により取得した財産とみなすものとし、リース物件の処分に当たっては、生産者集団等は、畜産業振興事業の実施について14の（5）の規定に基づき行うものとする。

5 リース物件の補助

(1) 中央酪農会議は、生産者集団等が4の（5）の規定によりリース会社から物件を借受ける場合、リース物件の本体価格（工事費等の施工経費、消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）から譲渡額を差し引いた額（以下「基本貸付料」という。）の2分の1以内について、生産者集団等に対して補助するものとする。ただし、国及び機構の他の事業において補助金等の交付を受けているものは対象外とする。

(2) 生産者集団等は、中央酪農会議から補助金の交付を受けた場合は、速やかにリース会社に対して、補助金相当額を基本貸付料の一部として支払うものとする。

(3) リース会社は、附加貸付料を定めるに当たっては、中央酪農会議から基本貸付料の一部が補助されることから、資金調達にかかる金利相当分を低減する等、この事業の趣旨を踏まえ、極力、低廉な額とするよう努めるものとする。

6 補助金の返還

中央酪農会議は、第1の1の（7）の補助を受けた後継者が次のいずれかに該当する場合は、交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(1) 3の（4）のアの（イ）の要件に反し、適切な就農をしていないと判断された場合

(2) 病気、事故等のやむを得ない事由以外により、事業を実施した年度の翌年度から起算して5年以内に酪農経営等を中止した場合

(3) 虚偽の申請を行った場合

7 後援名義

生産者集団等は、この事業により技術研修会等の資料を作成した場合は、

原則として事業名及び「独立行政法人農畜産業振興機構後援」名義を付すものとする。

#### 8 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和3年度とする。

### 第3 事業の推進指導等

- 1 生産者集団等は、中央酪農会議及び都道府県の指導の下、関係団体等との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとし、構成員に対する適切な指導を行うものとする。
- 2 生産者集団等は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に基づき、原則として、事業を実施する年度中に1回以上、その構成員に点検シートを作成を指導すること等により、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。ただし、構成員がGAP取得チャレンジシステムと同等以上の水準の取組を実践する場合は、この限りでない。
- 3 生産者集団等は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、その構成員へ、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく家畜共済への積極的な加入を促すものとする。

### 第4 中央酪農会議の補助

中央酪農会議は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、生産者集団等が第1に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

### 第5 補助金交付の手続等

#### 1 補助金の交付申請

生産者集団等は、補助金の交付を受けようとする場合は、乳用牛確保計画と合わせて、会長が別に定める期日までに、別紙様式第4号の中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業補助金交付申請書（以下「補助金交付申請書」という。）を会長に提出するものとする。

#### 2 事業の変更承認申請

生産者集団等は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第5号の中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業補助金交付変更承認申請書を会長に提出し、その承認を受けるものとする。

##### (1) 事業の中止又は廃止



- (2) 事業費の30パーセントを超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

### 3 補助金の概算払

- (1) 会長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として概算払をすることができるものとする。
- (2) 生産者集団等は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第6号の中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業補助金概算払請求書を会長に提出するものとする。

### 4 事業の実績報告

生産者集団等は、事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに別紙様式第7号の中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）を会長に提出するものとする。ただし、第1の1の(6)又は2を含む取組を行った場合にあっては、会長が別に定める日までとする。

## 第6 運営状況等の報告

- 1 生産者集団等は、第1の1の(7)の事業の対象となる酪農経営等の後継者について、別紙様式第8-1号の中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業運営状況報告書を事業を実施した年度の翌年度から起算して5年間、会長に提出するものとする。

- 2 構成員は、次のア及びイに定める報告書（以下「管理等報告書」という。）を作成し、事業を実施した年度の翌年度から起算して5年間（借受初妊牛にあっては4年間とし、自家育成増頭計画については3年間）、生産者集団等に提出するものとする。

ア 生産者集団等から借り受けた物件（リース物件を含む。）のうち、50万円以上のもの（以下「取得財産」という。）及び第1の1の(7)のアの事業により借り受けた初妊牛（以下「借受初妊牛」という。）並びに第1の1の(1)のア又は(7)のイの事業により増改築を行った牛舎（以下「増改築牛舎」という。）に係る管理報告書

イ 自家育成増頭計画に対する生乳生産量に係る状況報告書

- 3 生産者集団等は、2の管理等報告書を取りまとめの上、自らが管理利用する取得財産及び増改築牛舎と合わせて、別紙様式第8-2号および別紙様式8-3号の中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業運営状況報告書を作成し、事業を実施した年度の翌年度から起算して5年間（借受初妊牛にあっては4年間とし、自家育成増頭計画については3年間）、会長に提出するも

のとする。

## 第7 取得財産の貸付け等の取扱い

- 1 取得財産に係る貸付契約を締結する場合の貸付期間は、独立行政法人農畜産業振興機構の実施する補助事業により取得した財産の処分制限期間（平成16年4月8日付け16農畜機第123号）に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）が10年未満のものにあつては70%（1年未満の端数切捨て）まで、10年以上のものにあつては60%（1年未満の端数切捨て）まで短縮できるものとする。
- 2 リース物件に係るリース契約を締結する場合のリース期間は、次のいずれかの方法により定めるものとする。
  - （1）リース期間終了後に取得物件の所有権を移転する場合  
リース物件のリース期間は、処分制限期間が10年未満のものにあつては70%（1年未満の端数切捨て）まで、10年以上のものにあつては60%（1年未満の端数切捨て）まで短縮できるものとする。
  - （2）リース期間終了後にリース物件の所有権を移転しない場合  
リース物件のリース期間は、処分制限期間とする。
- 3 生産者集団等は、1の規定により貸付期間又は2の（1）の規定によりリース期間を短縮する場合は、取得財産又はリース物件の処分制限期間において、借受者の構成員が引き続き管理利用し、補助条件を継承する場合に限り、当該構成員に取得財産又はリース物件を譲渡できるものとする。
- 4 生産者集団等は、3の規定により取得財産又はリース物件を譲渡しようとする場合は、会長を通じてあらかじめ独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「機構理事長」という。）の承認を受けるものとする。

## 第8 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 生産者集団等は、会長に対して補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

2 生産者集団等は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 生産者集団等は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第9号の中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに会長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を中央酪農会議に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は消費税等相当額がない場合（生産者集団等の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により会長に報告しなければならない。

## 第9 帳簿等の整備保管等

### 1 帳簿の整備保管

生産者集団等は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。ただし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

### 2 事業実施状況の聴取等

会長は、この要領に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、生産者集団等に対し調査し又は報告を求めることができるものとする。

## 第10 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、会長が別に定めることができるものとする。

## 附 則（令和2年5月13日付け中酪（総務）発第79号）

- 1 この要領は、機構理事長の承認のあった日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 2 令和元年度までに終了した事業については、この要領による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和 3 年 4 月 28 日付け中酪（総務）発第 97 号）

- 1 この要領は、機構理事長の承認のあった日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 令和 2 年度までに終了した事業については、この要領による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和 3 年 6 月 2 日付け中酪（総務）発第 146 号）

- 1 この要領は、機構理事長の承認のあった日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 令和 2 年度までに終了した事業については、この要領による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

別表

事業の種類	補助対象経費	補助率又は額
<p>1 後継牛確保のための環境整備</p>	<p>(1) 後継牛確保対策の推進</p> <p>ア 牛舎の改築を行う場合の資材、カーフハッチ及び子牛の事故防止のための機器の共同購入又はリース会社からの借受けに要する経費</p> <p>イ 簡易牛舎等及び哺乳ロボットの整備又はリース会社からの借受けに要する経費</p> <p>(2) 牛舎の空きスペースの活用</p> <p>増頭に必要な牛舎の空きスペースにおける簡易な整備等に係る資材の共同購入又はリース会社からの借受けに要する経費</p> <p>(3) つなぎ牛舎の改良</p> <p>つなぎ牛舎の改良を行う場合の資材の共同購入又はリース会社からの借受けに要する経費</p> <p>(4) 飼養環境の改善</p> <p>畜舎の環境改善を行う場合の飼養管理資材の共同購入又はリース会社からの借受けに要する経費</p>	<p>1/2以内(リース会社から借受ける場合は基本貸付料の1/2以内)</p> <p>1/2以内(リース会社から借受ける場合は基本貸付料の1/2以内)</p> <p>ただし、哺乳ロボットの整備に要する経費は1/3以内(リース会社から借受ける場合は基本貸付料の1/3以内)</p> <p>1/2以内(リース会社から借受ける場合は基本貸付料の1/2以内)</p> <p>1/2以内(リース会社から借受ける場合は基本貸付料の1/2以内)</p> <p>1/2以内(リース会社から借受ける場合は基本貸付料の1/2以内)</p>

事業の種類	補助対象経費	補助率又は額
	<p>(5) 暑熱対策の推進 技術研修会の開催、暑熱対策を行う場合の資材及び暑熱対策機器の共同購入又はリース会社からの借受けに要する経費</p> <p>(6) 供用期間の延長支援 ア 削蹄又は乳房炎治療等の実施に要する経費 イ 乳房炎ワクチンの実施に要する経費</p> <p>(7) 後継者の経営基盤の強化 ア ホルスタインの初妊牛の導入に要する経費 イ 牛舎の改築を行う場合の資材の共同購入及び簡易牛舎等の整備又はリース会社からの借受けに要する経費</p> <p>(8) 乳用牛の円滑な継承の推進等 ア 乳用牛の継承を受けた酪農経営体等に対する奨励金の交付に要する経費 イ 乳用育成牛を導入した酪農経営体に対する奨励金の交付に要する経費</p> <p>(9) 都府県中小自家育成酪農経営体の生産基盤強化 中小自家育成酪農経営体が乳用雌子牛を増頭する取組に対する奨励金の交付に</p>	<p>1/2以内(リース会社から借受ける場合は基本貸付料の1/2以内)</p> <p>定額(ただし、1頭当たり1千円以内)</p> <p>定額(ただし、1頭当たり1千円以内)</p> <p>定額(ただし、1頭当たり50千円以内)</p> <p>1/2以内(リース会社から借受ける場合は基本貸付料の1/2以内)</p> <p>定額(ただし、1頭当たり32千円以内)</p> <p>定額(ただし、1頭当たり32千円以内)</p> <p>定額(ただし、1頭当たり50千円以内)</p>

事業の種類	補助対象経費	補助率又は額
2 乳用育成牛の 事故率の低減	<p>要する経費</p> <p>乳用育成牛へのワクチン接種 に要する経費</p>	1頭1回当たり1 千円以内
3 乳用後継牛の 緊急確保の推進	<p>1の(9)の事業の中小自家育 成酪農経営体の確認及び、奨励 金の交付対象となる乳用雌牛の 頭数の確認に要する経費</p>	定額

別紙様式第1号

令和 年度中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業乳用牛確保計画

番 号  
年 月 日

一般社団法人中央酪農会議  
会長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業実施要領第1の事業の実施に当たり、乳用牛確保計画を下記のとおり策定したので、同要領第2の1の規定に基づき提出します。

記

1 乳用後継牛の確保に係る現状分析と課題の整理

(1) 現状分析

(2) 課題の整理

2 生産者集団等の概要

事務所 所在地	代表者 氏名	構成員 戸数	飼養戸数及び頭数			備考
			酪農経営 体数	乳用牛頭 数	うち経産 牛頭数	

(注) 実施要領に基づいて定める生産者集団は規約を添付すること。



### 3 乳用牛確保に係る現状と目標

必要乳用牛頭数		うち自家育成頭数		うち育成預託頭数		うち外部導入頭数	
		現状	3年後	現状	3年後	現状	3年後
現状 (年 月)	3年後 (年 月)						

### 4 具体的な対応方針

- 本事業の活用
- その他事業の活用（事業名、自治体名）
- 生産者集団等の独自の取組み（事業名、実施主体）
- 自己資金の活用
- 自家育成率の向上
- 預託制度・牧場の活用
- 導入牛のコスト削減（輸入牛、産地の変更）

(注) には該当する場合はチェックを入れること。

酪農後継者営農計画

令和 年 月 日

生産者集団等の長 宛て

[申請者]

住所：

氏名：

(生年月日： 年 月 日： 歳)

電話番号：

中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業実施要領第1の1の(6)の事業の実施に当たり、今後5年以上酪農業に従事することについての強い意志を有しており、担い手と位置付けられた後継者として酪農後継者営農計画を提出します。

1 経営状況

経営分類	<input type="checkbox"/> 酪農経営 <input type="checkbox"/> 乳用牛育成経営
経営形態	<input type="checkbox"/> 家族経営 <input type="checkbox"/> 法人経営(一戸一法人) <input type="checkbox"/> 協業法人
経営主氏名(読み仮名)【年齢】	( ) 【 歳】
後継者氏名(読み仮名)【年齢】	( ) 【 歳】
後継者の就農年月	平成 年 月

2 経営規模

飼養頭数	頭(経産牛 頭、育成牛 頭)
飼養形態	<input type="checkbox"/> フリーストール <input type="checkbox"/> フリーバーン <input type="checkbox"/> 繋ぎ <input type="checkbox"/> その他
飼料作付面積等	ha(牧草採草地 ha、放牧地 ha)

3 今後の経営目標

	後継者の従事日数	飼養頭数見込み	うち自家育成頭数見込み
現 状( 年度)			
1 年目( 年度)			
2 年目( 年度)			
3 年目( 年度)			
4 年目( 年度)			
5 年目( 年度)			

(注) 現状欄は事業実施年度を記載すること。

令和 年度中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業自家育成増頭計画

番 号  
年 月 日

一般社団法人中央酪農会議  
会長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業実施要領第1の1の(9)の事業の実施に当たり、自家育成増頭計画を下記のとおり策定したので、提出します。

記

1 自家育成牛確保に係る現状と目標等

利用経営 体氏名	現状と目標				計画達成 のための 評価方法
	必要自家育成頭数(頭)		生乳生産量(kg)		
	現状 (年 月)	3年後 (年 月)	現状 (年 月)	3年後 <sup>(注)</sup> (年 月)	
合計					

(注1) 生乳生産量を事業実施年度から3年後の年度に10%以上増加する計画を策定すること。

(注2) 事業参加する酪農経営体は、事業実施年度以後も自家育成を基本とし、目標年度の頭数に向けて増頭を図り、生乳生産量を増加させること。

## 2 目標達成に向けた具体的な対応方針

- 本事業の活用
- 飼養スペースの確保（改築・増築・新築）
- 粗飼料の増産
- 人的確保
- 性判別精液・受精卵を活用した効率的な乳用牛雌子牛生産
- 公共牧場等を活用した育成牛の外部預託
- その他事業の活用（事業名、自治体名）
- 生産者集団等の独自の取組み（事業名、実施主体）

(注) には該当する場合はチェックを入れること。

別紙様式第3号

令和 年度中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業物品等管理台帳

(取得物件のうち簡易牛舎、牛舎増改築資材、その他貸付物件及び初妊牛)

生産者集団等名

生産者氏名

実施時期			
取組内容			
品目			
単価			
員数			
総事業費(税込)			
補助金			
単体又は一式			
貸付年数			
耐用年数			
貸付開始年月日			
貸付終了年月日			
取得金額			
償却方法			
年償却額・率(円or%)			
管理報告書 確認日	1年目		
	2年目		
	3年目		
	4年目		
	5年目		
整備時点からの 変更点			

(注1) 上記の記載内容を満たしていれば、生産者集団等が定める様式に代えることができるものとする。

(注2) 簡易牛舎及び牛舎の増改築のための資材を除く取得物件で支給した物件については、利用経営体名、員数、単価、事業費等を記載した一覧表を整備すること。

別紙様式第4号

令和 年度中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

一般社団法人中央酪農会議  
会長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年度において中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業を下記のとおり実施したいので、中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業実施要領第5の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙様式第4号の別紙のとおり

3 事業に要する経費及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費 ①= ②+③	負担区分		備考
		補助金 ②	その他 ③	
1 後継牛確保のための環境整備 (1) 後継牛確保対策の推進 (2) 牛舎の空きスペースの活用 (3) つなぎ牛舎の改良 (4) 飼養環境の改善 (5) 暑熱対策の推進 (6) 供用期間の延長支援 (7) 後継者の経営基盤の強化 ア ホルスタインの初妊牛の導入 イ 牛舎の改築を行う場合の資材の 共同購入及び簡易牛舎等の整備 (8) 乳用牛の円滑な継承の推進等 ア 乳用牛の円滑な継承の推進 イ 乳用育成牛の地域内流通の促進 (9) 都府県中小自家育成酪農経営体の生産基盤強化 2 乳用育成牛の事故率の低減 3 乳用後継牛の緊急確保の推進				
計				

4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日            令和    年    月    日

(2) 事業完了予定年月日       令和    年    月    日

5 添付書類

(1) 定款

(2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書

別紙様式第4号の別紙1

後継牛確保対策の推進

1 牛舎改築資材の共同購入

経営 分類	利用経営 体氏名	自家育成牛頭数		事業費 (円)	負担区分		改築に係 る飼養予 定頭数 (頭)	改築 面積 (㎡)	面積当 たり単価 (円/㎡)	1頭当 たり面積 (㎡/頭)	導入 形態
		現状 (年 月)	目標 (年 月)		補助金 (円)	その他 (円)					
合計											

(注1) 経営分類欄には、酪農又は乳用牛育成のいずれかを記載すること。

(注2) 自家育成牛頭数欄には、申請時点の頭数と5年後の目標頭数を記載すること。

(注3) 事業費の欄は2段書きとし、上段に附帯装置を含む値、下段に躯体に係る事業費を記載すること。

(注4) 導入形態欄には、支給、貸付け又はリースのいずれかを記載すること。

2 カーフハッチの共同購入

数量	事業費 (円)	負担区分	
		補助金 (円)	その他 (円)
合計			



3 子牛の事故防止のための機器の共同購入

導入機器	数量	事業費 (円)	負担区分	
			補助金 (円)	その他 (円)
合計				

4 簡易牛舎等の整備

経営分類	利用経営体氏名	自家育成		事業費 (円)	負担区分		簡易牛舎等 に係る飼養 予定頭数 (頭)	面積 (㎡)	面積当 り単価 (円/㎡)	1頭当 り面積 (㎡/頭)	構造	導入 形態
		現状 (年月)	目標 (年月)		補助金 (円)	その他 (円)						
合計												

(注1) 経営分類欄には、酪農又は乳用牛育成のいずれかを記載すること。

(注2) 自家育成牛頭数欄には、申請時点の頭数と5年後の目標頭数を記載すること。

(注3) 事業費の欄は2段書きとし、上段に附帯装置を含む値、下段に躯体に係る事業費を記載すること。

(注4) 導入形態欄には、支給、貸付け又はリースのいずれかを記載すること。

5 哺乳ロボットの整備

経営分類	利用経営体氏名	数量	事業費 (円)	負担区分		導入形態
				補助金 (円)	その他 (円)	
合計						

(注1) 経営分類欄には、酪農又は乳用牛育成のいずれかを記載すること。

(注2) 導入形態欄には、支給、貸付け又はリースのいずれかを記載すること。

## 6 合計

(単位：円)

区分	事業費	負担区分	
		補助金	その他
(1) 牛舎改築資材の共同購入			
(2) カーフハッチの共同購入			
(3) 子牛の事故防止のための機器の共同購入			
(4) 簡易牛舎等の整備			
(5) 哺乳ロボットの整備			
合計			

## 7 添付資料

(1) この事業で整備する改築及び簡易牛舎等の簡単な図面（住所、利用経営体氏名を記入）

(2) この事業で整備する改築及び簡易牛舎等の事業費の積算資料

(3) この事業で整備する施設等の後継牛の確保に係る計画上の位置付け

(4) この事業で整備する施設等の管理利用規程案、貸付けの場合は貸付契約書案をそれぞれ添付すること。

別紙様式第4号の別紙2

牛舎の空きスペースの活用  
(単位：円)

内容	費目	員数	事業費	負担区分	
				補助金	その他
合計					

- (注1) 事業の内容は、必要に応じて別紙を用いるなどして、詳細かつ具体的に記述すること。
- (注2) 取組内容ごとに補助対象費目を記載し、それぞれの員数、金額を記載すること。
- (注3) 牛舎の空きスペースを活用するための資材の管理利用規程案、貸付けの場合は貸付契約書案をそれぞれ添付すること。

別紙様式第4号の別紙3

つなぎ牛舎の改良

(単位：円)

内容	件数	費目	員数	事業費	負担区分	
					補助金	その他
合計						

- (注1) 事業の内容は、必要に応じて別紙を用いるなどして、詳細かつ具体的に記述すること。
- (注2) 取組内容ごとに補助対象費目を記載し、それぞれの員数、金額を記載すること。
- (注3) つなぎ牛舎の改良資材の管理利用規程案、貸付けの場合は貸付契約書案をそれぞれ添付すること。

別紙様式第4号の別紙4

飼養環境の改善

(単位：円)

費目	員数	事業費	負担区分	
			補助金	その他
合計				

(注1) 取組内容ごとに補助対象費目を記載し、それぞれの員数、金額を記載すること。

(注2) 飼養管理資材の管理利用規程案、貸付けの場合は貸付契約書案をそれぞれ添付すること。

別紙様式第4号の別紙5

暑熱対策の推進

(単位：円)

費目	員数	事業費	負担区分	
			補助金	その他
合計				

(注1) 取組内容ごとに補助対象費目を記載し、それぞれの員数、金額を記載すること。

(注2) 暑熱対策機器の管理利用規程案、貸付けの場合は貸付契約書案をそれぞれ添付すること。

別紙様式第4号の別紙6

供用期間の延長支援

(単位：円)

取組内容	補助金額 (円) ①=②×③	対象頭数 (頭) ②	単価 (円/頭) ③
合計			

(注) 取組内容欄には、削蹄、乳房炎治療又は乳房炎ワクチンの接種のいずれかを記載すること。

別紙様式第4号の別紙7

後継者の経営基盤の強化

1 後継者の概要

後継者氏名	経営分類	就農年月日	年間従事日数(日)	現状		見込	
				乳用牛飼養頭数(頭)	自家育成牛頭数(頭)	乳用牛飼養頭数(頭)	自家育成牛頭数(頭)

(注1) 経営分類欄には、酪農又は乳用牛育成のいずれかを記載すること。

(注2) 現状欄には、申請時点の頭数をそれぞれ記載すること。

(注3) 見込欄には、5年後の見込頭数をそれぞれ記載すること。

2 5年間の飼養頭数計画

(単位:頭)

後継者氏名	現状(年度当初)	1年目(年度)見込	2年目(年度)見込	3年目(年度)見込	4年目(年度)見込	5年目(年度)見込

(注1) 取組を行う後継者の概要と今後の飼養頭数計画を作成すること。

(注2) 現状欄は、事業実施年度当初の飼養頭数を記載すること。



別紙様式第4号の別紙7の別紙

1 後継者の経営基盤の強化について

(1) ホルスタインの初妊牛の導入

利用経営体氏名	事業費 (円) ①=②×50,000 円	対象頭数 (頭) ②
合計		

(注) 利用経営体と後継者の氏名が異なる場合は下段に括弧書きで後継者の氏名を記載すること。

(2) 牛舎改築資材の共同購入又はリース会社からの借受け

利用経営体 氏名	事業費 (円)	負担区分		改築に係る 飼養予定頭 数 (頭)	改築 面積 (㎡)	面積当たり 単価 (円/㎡)	1頭当たり 面積 (㎡/頭)	導入 形態
		補助金 (円)	その他 (円)					
合計								

(注1) 利用経営体と後継者の氏名が異なる場合は下段に括弧書きで後継者の氏名を記載すること。

(注2) 事業費の欄は2段書きとし、上段に附帯装置を含む値、下段に躯体に係る事業費を記載すること。

(注3) 導入形態欄には、支給、貸付け又はリースのいずれかを記載すること。

(3) 簡易牛舎等の整備又はリース会社からの借受け

利用経営 体氏名	経産牛飼養頭 (頭)			事業費 (円)	負担区分		面積 (㎡)	面積当 たり単価 (円/㎡)	1 頭当 たり面積 (㎡/ 頭)	構造	導入 形態
	現状 (年 月)	目標 (年 月)	増加頭数		補助金 (円)	その他 (円)					
合計											

(注1) 利用経営体と後継者の氏名が異なる場合は下段に括弧書きで後継者の氏名を記載すること。

(注2) 事業費の欄は2段書きとし、上段に附帯装置を含む値、下段に躯体に係る事業費を記載すること。

(注3) 導入形態欄には、支給、貸付け又はリースのいずれかを記載すること。

2 添付資料

- (1) この事業で整備する改築及び簡易牛舎等の簡単な図面 (住所、利用経営体氏名、乳牛頭数の増加に係る計画上の位置づけを記入)
- (2) この事業で整備する改築及び簡易牛舎等の事業費の積算資料
- (3) この事業で整備する施設等の管理利用規程案、貸付けの場合は貸付契約書案をそれぞれ添付すること。

別紙様式第4号の別紙8

乳用牛の円滑な継承の推進等

1 乳用牛の円滑な継承の推進

事業費 (円) ①=②×32,000 円	対象頭数 (頭) ②	積算基礎

2 乳用育成牛の地域内流通の促進

事業費 (円) ①=②×32,000 円	対象頭数 (頭) ②	積算基礎

別紙様式第4号の別紙9

都府県中小自家育成酪農経営体の生産基盤強化

利用経営体氏名	事業費（円） ①=②×50,000円	交付対象頭数（頭）②
合計		

別紙様式第4号の別紙10

乳用育成牛の事故率の低減

ワクチン名	ワクチン種類 (呼吸器系・ 消化器系)	事業費 (円) ①=②×③	対象頭数 (頭) ②	単価 (円/頭) ③
合計				

別紙様式第4号の別紙11

乳用後継牛の緊急確保の推進

区分	事業費 (円)	補助金 (円)	その他 (円)	積算根拠

別紙様式第5号

令和 年度中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業補助金交付変更承認申請書

番 号  
年 月 日

一般社団法人中央酪農会議  
会長 殿

住所  
団体名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業実施要領第5の2の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由及び内容
- 2 別紙様式第4号に準じ、変更部分が容易に対照できるよう二段書きにし、変更前を（ ）書きで上段に記載すること。

別紙様式第6号

令和 年度中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

一般社団法人中央酪農会議  
会長 殿

住所  
団体名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業について、下記のとおり金円を概算払により交付されたく、中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業実施要領第5の3の(2)の規定に基づき申請します。

記

1 概算払請求額

区分	交付決定		事業費遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既概算 払受領 額 ⑤	今回 概算 払請求 額 ⑥	令和 年 月 日迄 予定出来 高 (⑤+⑥)/ ②	残額 ②-⑤ -⑥
	事業費 ①	補助金 ②	事業費 ③	補助金	事業費 出来高 ③/①=④				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
合計									

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業の実施状況が明らかとなる書類を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○○銀行  
支店名 ○○○支店  
預金種類 ○○預金  
口座番号  
口座名義



別紙様式第7号

令和 年度中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業実績報告書

番 号  
年 月 日

一般社団法人中央酪農会議  
会長 殿

住所  
団体名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業について、下記のとおり実施したので、中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業実施要領第5の4の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容  
別紙様式第7号の別紙のとおり

3 事業に要した経費及び負担区分

(単位：円)

区 分	事業費 ①= ②+③	負 担 区 分		備 考
		補助金 ②	その他 ③	
1 後継牛確保のための環境整備 (1) 後継牛確保対策の推進 (2) 牛舎の空きスペースの活用 (3) つなぎ牛舎の改良 (4) 飼養環境の改善 (5) 暑熱対策の推進 (6) 供用期間の延長支援 (7) 後継者の経営基盤の強化 ア ホルスタインの初妊牛の導入 イ 牛舎の改築を行う場合の資材の共同 購入及び簡易牛舎等の整備 (8) 乳用牛の円滑な継承の推進等 ア 乳用牛の円滑な継承の推進 イ 乳用育成牛の地域内流通の促進 (9) 都府県中小自家育成酪農経営体の生 産基盤強化				
2 乳用育成牛の事故率の低減				
3 乳用後継牛の緊急確保の推進				
計				

4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

5 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日 令和 年 月 日  
 (2) 事業完了年月日 令和 年 月 日

6 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○○銀行  
 支店名 ○○○支店  
 預金種類 ○○預金  
 口座番号  
 口座名義

別紙様式第7号の別紙8

乳用牛の円滑な継承の推進等

(1) 乳用牛の円滑な継承の推進

事業費（円） $\text{①} = \text{②} \times 32,000 \text{円}$	対象頭数（頭） ②

乳用牛の円滑な継承の推進の内訳

出荷中止等酪農経営体の概要				事業での取組内容			
市町村 名 地域 名	継承する乳用牛		継承 時期	出荷中止等 又は規模縮 小の別	継承先		
	品種	頭数 (頭)			市町村名 地域名	保留頭数 (頭)	備考
計					計		

(2) 乳用育成牛の地域内流通の促進

事業費（円） $\text{①} = \text{②} \times 32,000 \text{円}$	対象頭数（頭） ②

乳用育成牛の地域内流通の促進の内訳

流通の概要			事業での取組内容			
市町村 名 地域 名	乳用育成牛		流通 時期	導入の概要		
	品種	頭数 (頭)		市町村名 地域名	保留頭数 (頭)	備考
計				計		

別紙様式第7号の別紙1	後継牛確保対策の推進
別紙様式第7号の別紙2	牛舎の空きスペースの活用
別紙様式第7号の別紙3	つなぎ牛舎の改良
別紙様式第7号の別紙4	飼養環境の改善
別紙様式第7号の別紙5	暑熱対策の推進
別紙様式第7号の別紙6	供用期間の延長支援
別紙様式第7号の別紙7	後継者の経営基盤の強化
別紙様式第7号の別紙9	都府県中小自家育成酪農経営体の生産基盤強化
別紙様式第7号の別紙10	乳用育成牛の事故率の低減
別紙様式第7号の別紙11	乳用後継牛の緊急確保の推進

(注1) 別紙様式第7号の別紙1から別紙7及び別紙9から別紙11については、それぞれ別紙様式第4号の別紙1から別紙7及び別紙9から別紙11に準じて作成すること。

なお、別紙様式第7号の別紙1及び別紙7(初妊牛の導入を除く)には、施工前・後の写真を、別紙様式第7号の別紙1(改築及び簡易牛舎等の整備を除く)、別紙2、別紙3、別紙4及び別紙5には、利用経営体氏名、実施時期、取組内容、項目、員数、単価、事業費(金額)、単体・一式、支給・貸付等をまとめた別紙の取組整理表をそれぞれ添付すること。

(注2) リース導入を行った場合は、別添のリース取組整理表及びリース契約書の写しを添付すること。

別紙様式第7号の別紙1、別紙2、別紙3、別紙4及び別紙5の別紙

後継牛確保対策の推進、牛舎の空きスペースの活用、つなぎ牛舎の改良、飼養環境の改善及び暑熱対策の推進に係る取組整理表

団体名 \_\_\_\_\_

(単位：円)

利用 経営 体氏 名	実施 時期	費 目	員 数	単 価	事業費 (金額)	単体・ 一式	支給・ 貸付・ リース	見積 書の 確認	納品 書の 確認	請求 書の 確認
合計										

(注1) 取組内容ごとに補助対象費目を記載し、それぞれの員数、単価、金額を記載すること。

(注2) 単体・一式の欄については、交付申請書において単一の項目だけで機能する資材・機材・簡易機器の場合は単体を記載し、複数の項目を申請し、それらを組み合わせて利用する場合は一式と記載すること。

(注3) 支給・貸付・リースの欄については、該当項目を記載すること。

(注4) 見積書の確認・納品書の確認・請求書の確認の欄については、確認済みの場合は○をつけること。

(注5) 添付資料として、資材、機材、簡易機器の施行前・後の写真を添付すること。

別添

リース取組整理表

No	取組	借受者名	機器・資材名	数量	機器・資材価格 (税抜)	譲渡額	貸付期間 (月)	法定耐用年数	事業費 (円)	貸付者名	所有権の移転
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											

(注1) 補助対象外経費を含む場合、機器・資材価額、譲渡額及び事業費欄は2段書きとし、上段に補助対象外経費を含む額、下段に補助対象経費を記載すること。

(注2) 事業費の欄は、機器・資材価格(税抜)の総額から譲渡額を差し引いた金額を記載すること。

別紙様式第8-1号

令和 年度中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業運営状況報告書  
(酪農後継者営農状況)

番 号  
年 月 日

一般社団法人中央酪農会議  
会長 殿

住所  
団体名  
代表者氏名

令和 年度における中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業について、  
中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業実施要領第6の1の規定に基づき、  
その運営状況を下記のとおり報告します。

記

1 事業名：令和 年度 事業

2 酪農後継者の運営状況

後継者氏名	年次区分	第1年度 (令和 年度)	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
	飼養頭数(経営体全体)					
従事日数						
経営継承 実施予定 年月	令和 年 月 ・ 未定 ※未定の場合は○で囲むこと。					
飼養頭数 (経営体 全体)						
従事日数						
経営継承 実施予定 年月	令和 年 月 ・ 未定 ※未定の場合は○で囲むこと。					

別紙様式第8－2号

令和 年度中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業運営状況報告書

番 号  
年 月 日

一般社団法人中央酪農会議  
会長 殿

住所  
団体名  
代表者氏名

令和 年度における中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業について、  
中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業実施要領第6の3の規定に基づき、  
その運営状況を下記のとおり報告します。

記

1 事業名：令和 年度 事業

2 運営状況

利用経営 体氏名	①利用状況	②財産管理	備考
	〔 適正に利用している 〕 〔 その他： 〕	〔 適正に管理している 〕 〔 その他： 〕	
	〔 適正に利用している 〕 〔 その他： 〕	〔 適正に管理している 〕 〔 その他： 〕	

(注1) 項目ごとにマルをつけること。「その他」の場合は、その状況及びその理由を記載すること。

(注2) 必要に応じ、参考となる資料を添付すること。



別紙様式第8－3号

令和 年度中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業運営状況報告書  
 (自家育成増頭計画に対する生乳生産量に係る状況)

番 号  
 年 月 日

一般社団法人中央酪農会議  
 会長 殿

住所  
 団体名  
 代表者氏名

令和 年度における中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業について、  
 中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業実施要領第6の3の規定に基づき、  
 その運営状況を下記のとおり報告します。

記

1 事業名：令和 年度 事業

2 自家育成増頭計画に対する生乳生産量

(単位：k g)

利用経営 体氏名	現状 (年 月)	目標 (年 月)	1年目 (年 月)	2年目 (年 月)	3年目 (年 月)	進捗率 (%)
合計						

別紙様式第9号

令和 年度中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

一般社団法人中央酪農会議  
会長 殿

住所  
団体名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成年度中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業補助金について、中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業実施要領第8の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。(返還がある場合、記載すること))

記

- |   |  |   |   |
|---|--|---|---|
| 1 | 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の補助金の額の確定額(令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額  | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額  | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額(3-2)  | 金 | 円 |

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、生産者集団等が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確

認できる資料も併せて提出すること)

- ・生産者集団等が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[ ]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[ ]

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、生産者集団等が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・生産者集団等が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料